

司法院釈字第430号（1997年6月6日）\*

争 点

現役軍人が関連規定により現役を続けることを請求したが、許可されなく、そして退役と裁決されたことについて、行政救済をさせないことは、違憲するか。

（現役軍官依有關規定聲請續服現役未受允准，並核定其退伍，若不得使其提起行政救濟，是否違憲？）

キーワード

軍人、公務員、退役（退伍）、公職の服する権利（服公職之権利）

**解釈文：**憲法十六条により、人民には訴願と訴訟の権利があり、人民の権利または法律上の利益が損なわれる場合、身分や職業別を理由に、法定手続きによる訴願や訴訟の提起を制限することが認めない。公務員の身分で行政処分を受けたことに対して行政訴訟を提起することができるか否かについて、当該処分の内容の次第に決めるべきである、と本院既に解釈した。軍人は広義の公務員であり、国との間に公法上の職務関係

がある。現役軍人が関連規定により現役を続けることを請求したが、許可されなく、そして退役と裁決されたことについて、もしその結果に争いがあり、軍人身分の存続に影響を与えることであれば、憲法の保障する公職を服する権利を損なうことと言え、訴願と行政訴訟手続による救済を求めることができる。行政裁判所48年判字第11号判例が上述の意旨に反する部分、今後援用しない。

---

\*翻訳者：劉姿汝

**解釈理由書：**憲法第十六条により、人民には訴願と訴訟の権利があり、人民の権利または法律上の利益が損なわれる場合、身分や職業別を理由に、法定手続きによる訴願や訴訟の提起を制限することが認めない。公務員として行政処分を受けた場合に行政訴訟を提起することができるか否かについて、処分内容の次第であるべき、もし公務員の身分を変更されることに及び、あるいは公務員の権益に重大な影響を与える場合には、処分を受けた公務員が上述した憲法十六条の権利を行使し、司法機関に救済を求めることができること、既に当院の釈字第一八七号、第二四三号、第二九八号、及び第三三八号解釈にそれぞれ示されていた。軍人には作戦の任務、軍令に服する義務があり、文官と同視することができないのは当然。但し、軍人が広義の公務員に該当し、国との間に公法上の職務関係があり、軍事指揮権と賞罰権の正当行使でなければ、軍人が法令に基づいて享有すべき権利について、他の公務員とが差別されるべきではない。現役軍官が関連規制

により現役を続けることを申立てたことが拒まれて、退役と裁決されたことに対して、争いがあれば、既に軍人の身分の存続に影響を与え、憲法に保障された公職の服する権利を損ない、訴願と行政訴訟手続に基づいて救済を求めることが容認されると解するべきである。行政裁判所48年判字第11号判例：「訴願の提起は、人民が官署からの違法あるいは不当の処分により権益が損なわれる場合に限る。若し特別権力関係による事情、あるいは私法関係による紛争、法により訴願を提起することができない」、上述の意旨に反する部分、今後援用しない。軍人の身分を持つ者に対して、退役や現役の継続に関する申し立てが拒まれたことが、軍人の身分関係が消滅するか否かに重大な不利益の処分であり、行政訴訟手続にそって救済を求めることが容認されるべき、と行政裁判所が既に一九九六年四月十七日の庭長評事聯席会議で決議された。惟、上述の判例に関して、本件の解釈申立の確定終局裁判に引用されたので、当院が解釈しなければならないこと、ここ

で併せて説明しておく。

本解釈は、陳計男大法官による反対意見書がある。